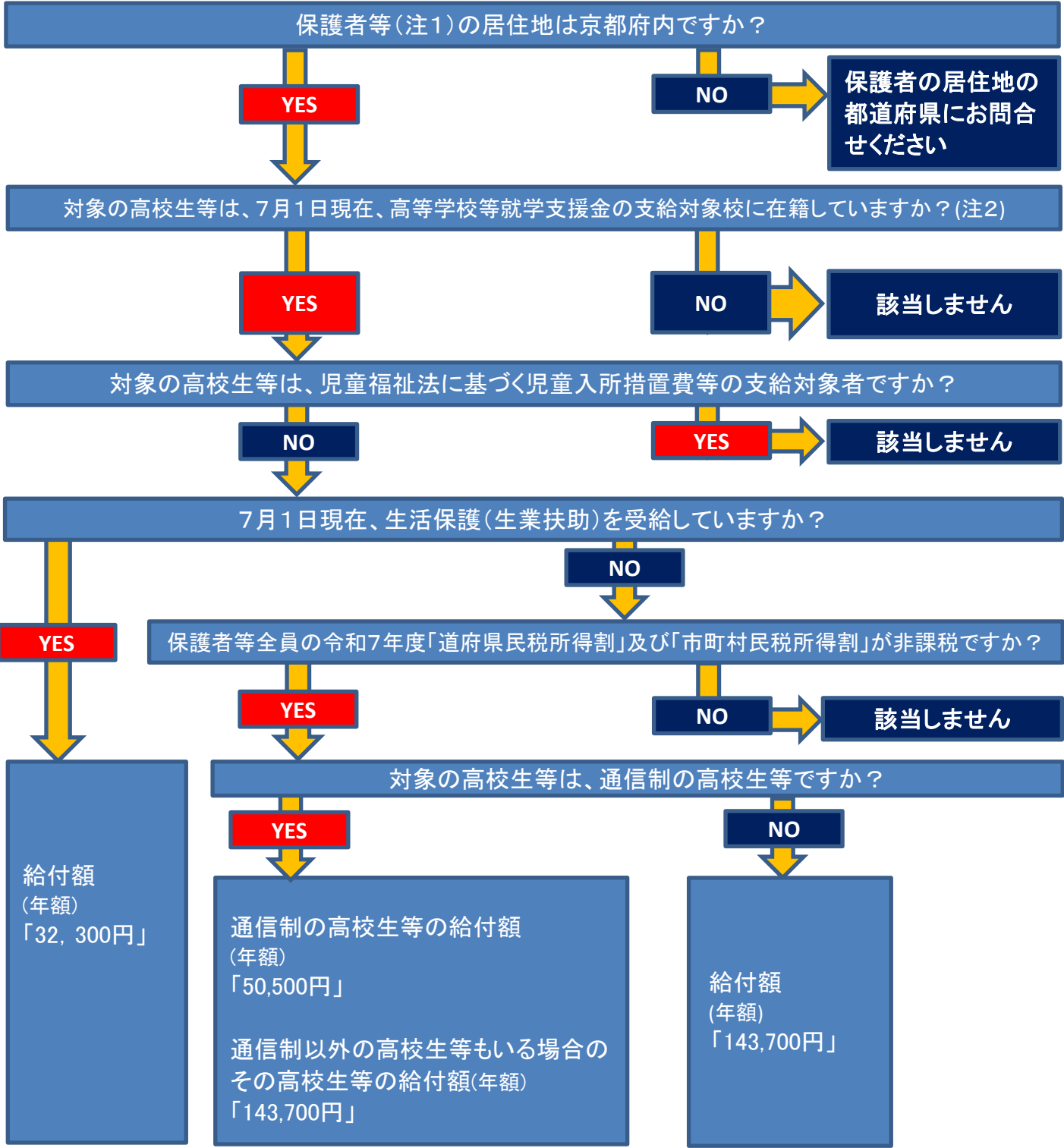


京都府奨学のための給付金 対象確認シート
(一部早期給付申請2回目含む)



(注1) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。
(注2) 特別支援学校の高等部は対象外です。また、条件によっては給付対象とならない場合があります。